

令和 7 年 9 月 19 日

福井労働局長
石川 良国 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、
ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発
電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和 7 年 8 月 5 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。